

「AML／CFTオフィサー」「AML／CFTオーディター」 検定試験合格者向けの「継続的な専門教育（CPE）」

AML／CFT専門家プログラム

当会は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）」に関し、3つの防衛線のそれぞれに向けて、「AML／CFTスタンダード」「AML／CFTオフィサー」「AML／CFTオーディター」の3つの検定試験を行ってまいりました。

金融庁のマネロンガイドラインにおいて、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切かつ継続的な研修等により、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求められていることから、「AML／CFTオフィサー」（第2線向け）と「AML／CFTオーディター」（第3線向け）検定試験の合格者を対象に、「継続的な専門教育」（CPE：Continuing Professional Education）を柱とする認定制度（「AML／CFT専門家プログラム」）を実施しております。

このAML／CFT専門家プログラムに参加されることで、「AML／CFTオフィサー（アンチマネロン・オフィサー）[®]」、または「AML／CFTオーディター（アンチマネロン・オーディター）[®]」として認定いたします。

ご登録の方々が継続的な研修ならびに自己研鑽に取り組まれていることの証跡の一つとしての資格を認定するものです。

登録の次年度以降は、AML／CFT専門家プログラムの所定の継続学習要件を満たした会員について資格更新を認めます。

名刺などへの資格名称の表記例

AML／CFT専門家プログラムへ登録いただいた場合の、名刺等への資格の表記例は以下のとおりです。

【AML／CFT専門家プログラムに登録いただいたAML／CFTオフィサー検定試験合格者】

JCAC認定「AML／CFTオフィサー（アンチマネロン・オフィサー）[®]」

「AML／CFTオフィサー（アンチマネロン・オフィサー）[®]」

JCAC認定「AML／CFTオフィサー[®]」

「AML／CFTオフィサー[®]」

JCAC認定「アンチマネロン・オフィサー[®]」

「アンチマネロン・オフィサー[®]」

※「オフィサー」の表記は、アルファベット表記「OFFICER」とすることも可能です。

【AML／CFT専門家プログラムに登録いただいたAML／CFTオーディター検定試験合格者】

JCAC認定「AML／CFTオーディター（アンチマネロン・オーディター）[®]」

「AML／CFTオーディター（アンチマネロン・オーディター）[®]」

JCAC認定「AML／CFTオーディター[®]」

「AML／CFTオーディター[®]」

JCAC認定「アンチマネロン・オーディター[®]」

「アンチマネロン・オーディター[®]」

※「オーディター」の表記は、アルファベット表記「AUDITOR」とすることも可能です。

※「AML／CFTオフィサー（アンチマネロン・オフィサー）」（登録第 6098718号）、「AML／CFTオーディター（アンチマネロン・オーディター）」（登録第 6098719号）、「JCAC（日本マネロン・テロ資金供与対策センター）」（登録第 6098721号）は、一般社団法人金融財政事情研究会の登録商標です。

※本プログラムのご案内は金融財政事情研究会ホームページからもご確認いただけます。

年度利用料および次年度の資格更新要件

年度利用料（税込）（４月～翌年３月）	次年度の資格更新要件
〔法人登録〕 19,800 円 〔個人登録〕 19,800 円	C P E レッスン 4 回修了かつ年間 20 ポイント取得で次年度の資格更新を認めます（C P E レッスンおよびC P E ホームワーク 4 回分のポイント数に相当）。

※申込初年度の利用料は、申込時期によって異なります。詳細は下記をご覧ください。

資格更新と認定証の発行

登録が完了すると、登録年度内有効の認定証を AML / C F T 専門家プログラム専用ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

資格更新要件を満たし、かつ次年度の登録を継続した方は、「正会員」として資格更新を認めます（資格更新要件を満たした時点で、次年度の資格認定証をダウンロードすることができます）。

次年度の登録を継続した方でも、資格更新要件を満たせなかった場合は、「準会員」となり次年度の認定証はダウンロードすることができません。

「準会員」となった場合も、次年度の資格更新要件を満たし、かつ次々年度の登録を継続した方は、次々年度の「正会員」として資格更新を認めます（次年度の資格更新要件を満たした時点で、次々年度の資格認定証をダウンロードすることができます）。

登録の解除を申請された場合は、専用ウェブサイトログインできなくなり、有効期間内の認定証もダウンロードすることができなくなります。

一旦登録を解除した方が再登録する場合については、所定の再登録申請書の提出が必要となります。ただし、**解除した年度の再登録はできません**。認定証の**会員登録日は再登録日**となり、再登録初年度の利用料、資格更新要件は登録初年度と同様の扱いとなります。

登録（再登録） 初年度の利用料および次年度の資格更新要件

申込日	登録開始月	登録（再登録） 初年度利用料（税込）	次年度の資格更新要件
1月10日～3月10日	4月	19,800 円	C P E レッスン 4 回修了かつ登録年度内に 20 ポイント取得で次年度の資格更新を認めます（C P E レッスンおよびC P E ホームワーク 4 回分のポイント数に相当）。
4月10日～6月10日	7月	14,850 円	C P E レッスン 3 回修了かつ登録年度内に 15 ポイント取得で次年度の資格更新を認めます（C P E レッスンおよびC P E ホームワーク 3 回分のポイント数に相当）。
7月10日～9月10日	10月	9,900 円	C P E レッスン 2 回修了かつ登録年度内に 10 ポイント取得で次年度の資格更新を認めます（C P E レッスンおよびC P E ホームワーク 2 回分のポイント数に相当）。
10月10日～12月10日	1月	4,950 円	C P E レッスン 1 回修了かつ登録年度内に 5 ポイント取得で次年度の資格更新を認めます（C P E レッスンおよびC P E ホームワーク 1 回分のポイント数に相当）。

※本プログラムは自動更新となります。

※登録の解除をご希望の場合は、解除を希望する年度の前年度の 1 月末までに登録解除申請書をご提出ください。**次年度 4 月より登録を解除させていただきます**。

※年度途中の変更であっても年度利用料のご返金はいたしません。

※プロバイダー、インターネット回線使用料、データ送信料は別途、参加者のご負担となります。

※「AML / C F T オフィサー」、「AML / C F T オーディター」の両方に合格されている方につきましても、1 人当りの金額となります。

※C P E レッスンについては所定の回数の修了が必須となります。

※次年度の資格更新には本制度への継続登録が必要となります。

AML／CFT専門家プログラムの構成

AML／CFT専門家プログラムは、専用ウェブサイトにより提供され、

1 「CPEレッスン」（実務家情報等をまとめた1時間程度の学習コンテンツと確認テスト）の年4回の提供

2 「CPEレッスン」の修了およびセミナー等への参加などの「学習履歴の管理」

より構成されます。

資格更新ポイントの取得

AML／CFT専門家プログラムでは、専用ウェブサイトによる継続学習（CPEレッスン）、関連セミナーへの参加等、日々の継続的な活動が資格更新ポイントとして加算されます。

JCACは、登録者の学習履歴、ポイント取得状況を管理することで、登録者の学習をサポートします。取得ポイント数等は、専用ウェブサイトでご確認いただけます。

1 「CPEレッスン」1時間程度 年間4回（必須）
（規制動向アップデート／実務上の課題や対応事例／当局発表文書等の解説等の理解度テスト10問）
CPEレッスンを視聴し、理解度テストで8割以上正答 ・・・1回3ポイント

2 「CPEホームワーク」への回答 年間4回 ・・・1回2ポイント

3 AML／CFT関連の第2線・第3線向け所属機関内研修参加 ・・・1回1ポイント

4 AML／CFT関連の第2線・第3線向け公開セミナー等の参加
（有料セミナーの場合は登録者のご負担となります） ・・・1回1ポイント

5 上記の公開セミナー等のうちJCACが認めたものに参加
（有料セミナーの場合は登録者のご負担となります） ・・・1回2ポイント

6 AML／CFT関連の公開セミナー、所属機関内研修等の講師担当 ・・・1回3ポイント

※取得ポイントを次年度に引き継ぐことはできません。

※AML／CFT専門家プログラムの内容、資格更新ポイント等は変更となることがあります。

※参加セミナー、講師として登壇したセミナーの内容を確認させていただくことがあります。

Eラーニングツールとして Moodle を使用

AML／CFT専門家プログラムは、オープンソースの学習管理システムの Moodle（ムードル）を使用しています。現在、世界で8000万人の学習者が利用しています。日本でも、大学、企業、塾などで導入されています。

申込方法

本プログラムへの申込は、運営を担う「日本マネロン・テロ資金供与対策センター®（J C A C : Japan Center for Anti-Money Laundering/Combating the Financing of Terrorism）」への登録が必要となります。登録には以下の2つの方法があります。

〔法人登録〕

法人に所属する参加資格者を、法人単位で登録することができます。〔法人登録用〕新規登録申請書〕に必要事項をご記入の上、参加の申込みをしてください。また、既に法人登録済で登録者を追加いただく場合は、〔法人登録用〕追加登録申請・変更・解除・再登録届〕をご利用ください。

法人登録における管理者は、管理者画面より自社の登録者の継続学習の取組み、資格更新ポイントの取得状況を確認することができます。また、その内容をCSV形式のデータとしてダウンロードすることが可能となります。

〔個人登録〕

個人として登録することができます。〔個人登録用〕〔新規・再〕登録申請書〕に必要事項をご記入の上、参加の申込みをしてください。

※法人登録から個人登録に、または個人登録から法人登録に変更することが可能です。

※継続学習の認定制度であることから、登録は①2019 年度までの「AML／C F Tオフィサー」検定試験合格者については、試験合格後3年の間、②2020 年4月以降の同試験合格者については、2023 年3月末までの間、③2022 年4月以降の同試験合格者については、試験合格後1年の間に行ってください。また「AML／C F Tオーディター」検定試験合格者については、変更届により「AML／C F Tオーディター」の合格番号の届出を行ってください。提供カリキュラムの性格上、原則、預金取扱金融機関およびその従業員を主な対象としますが、犯罪収益移転防止法2条に規定された特定事業者およびその従業員の登録もできます。

申込の流れ

登録申請書の送付

登録申請書の裏面に記載された「J C A C 登録者規程」をご確認いただき、法人登録用、または個人登録用の登録申請書に必要事項をご記入のうえ、E-mail (jcac@kinzai.or.jp) に添付してお申込みください。

「J C A C 登録者規程」と各種登録申請書は当会ホームページにも掲載しています。



請求書 I D・パスワード のお知らせ

請求書ならびに専用ウェブサイトのアドレスとログインに必要なI D・パスワードを記載した書面を、法人登録の場合はご請求先住所宛、個人登録者はご登録者住所宛に送付します。

※請求書およびI D・パスワードのお知らせは登録月の半月前から順次送付します。

利用料のお振込

請求書に記載された金額を振込期限までにお振込ください。領収証が必要な方は、登録申請書の所定欄に○印を記入してください。

I D・パスワードによる ログイン 認定証のダウンロード

専用ウェブサイトにアクセスし、I D・パスワードを入力して、AML／C F T専門家プログラムにログインしてください。画面の案内に従い、初年度有効の認定証をダウンロードしてください。

C P Eレッスンの開始

C P Eレッスン等、AML／C F T専門家プログラムの資格更新ポイントの取得が可能となります。

お問合せ先

日本マネロン・テロ資金供与対策センター（J C A C）
Tel.03-3358-1786 Fax.03-3358-1971